

セネガルにおけるPCR検査証明書の取得について

【ポイント】

- 8日、日本において決定された新たな水際対策措置により、セネガルを含む入国拒否対象国・地域から帰国する日本人について、新たに出国前72時間以内の検査証明書の提出が求められることとなりました。
- セネガルでは、パスツール研究所、IRESSEF等の医療機関において、日本政府指定のフォーマットによる検査証明書の作成が可能です。

【本文】

1月8日、日本において新たな水際対策措置が決定されました。これに伴い、セネガルを含む入国拒否対象国・地域から帰国する日本人について、新たに出国前72時間以内の検査証明書の提出が求められることとなりました。検査証明書は日本政府指定のフォーマットに記入いただく必要がございますので、ご注意ください。

セネガルで日本政府指定のフォーマットによる検査証明書が作成可能な医療機関は、以下のとおりです。検査の際にあらかじめ氏名等必要事項を記載したフォーマット（様式は上記リンク）を医師に手交し、検査結果の追記や署名等を依頼してください。

- (1) Institut Pasteur de Dakar (Tel : +221 33 839 9200)
- (2) Institut de Recherche en Santé, de Surveillance Epidémiologique et de Formation (IRESSEF) (Tel: +221 33 872 2664)
- (3) Hôpital Aristide Le Dantec (Tel: +221 33 823 5896)
- (4) Hôpital militaire de Ouakam (Tel: +221 33 820 5414)

いずれも代表番号に架電の上、予約をすることが可能です。一回当たりの検査料は4万FCFA、パスツール研究所とIRESSEFは、出張による自宅での検体採取も可能とのことですので、必要に応じご利用ください（パスツール研究所：1万5千FCFA、IRESSEF：2万FCFA。料金は変動することがありますのでご承知置きください）。なお、日本が求める要件はセネガル出国前72時間以内の検査証明書ですが、セネガルで検査受検が可能となるのは出国前48時間以内となりますので、ご注意ください。各機関での検査に際しては、受検者の旅券のほか、航空券の提示が求められます。

（参考ウェブサイト）

- 外務省海外安全 HP(各国の感染状況、渡航制限措置等)

<https://www.anzen.mofa.go.jp/>

- 厚生労働省新型コロナウイルス関連サイト

https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/0000164708_00001.html

- 在セネガル大使館 HP 日本語版

https://www.sn.emb-japan.go.jp/itprtop_ja/index.html

●セネガル保健省 HP

<http://www.sante.gouv.sn/>

【問い合わせ先】

在セネガル日本国大使館

taishikan.senegal@dk.mofa.go.jp

Tel+221-33-849-5500, Fax+221-33-849-5555 (夜間緊急 +221-77-569-8103)